

三池をあくまで主張する!

一、三池斗争は違法・不当か

会社側は当然にたいする昨年二月二十八日付「申入書」三編八第七二四号において「下記の者が違法・不当な争議行為を企画・指令して実行させ……云々」といっております。

また、第三回交渉においても「会社の提案趣旨を重ねて申上げられ、三池争議において組合側の争議行為がその態様、手段において違法・不当なものであったから、その責任を問うものであります」といわれたのであります。

つまり「一かして会社側の主張は「三池争議自体が違法・不当である」といっているわけであらう。

このことの証明として、会社側は今度申入れにかかわる「〇〇名を争議当時の被労働者委員会メンバー(指名解雇)について係争中である三池支部長を含む」として「組合側は組合側の「機関」にたいする責任追及というところをこれを強行しようというわけであらう。

会社側は、「一方では「本件の問題は争議行為の違法・不当性に関する事実の認定を行うべきものであります」とと巧妙な表現を用いてはいます。

二、三池斗争における会社側の不法行為

三池斗争をめぐると会社側の悪徳といわれる折角の宝庫を国家的な資源として十分に開発できるかを争うただけではなく、それは「三池斗争の背景」として「出炭報国」ともいわれる組合活動をしてきたのではあります。むしろ、一般に「組合」を「真剣であつたことを意味する」活動に終始して来たのであります。

三池斗争は、はじめ決して「戦争」的な組合活動をしてきたのではあります。むしろ、一般に「組合」を「真剣であつたことを意味する」活動に終始して来たのであります。

三池斗争は、はじめ決して「戦争」的な組合活動をしてきたのではあります。むしろ、一般に「組合」を「真剣であつたことを意味する」活動に終始して来たのであります。

やがてくる日

やがてくる日
歴史が正しく書かれるやがてくる日
私たちは正しく生きていられるやがてくる日
私たちは正しく生きていられるやがてくる日

私たちの肩は労働でよじれ

指は費えて節くれだっていたが

そのまなざしは

まっすぐで美しかったといわれよう

まっすぐ



しかるに、事実として当時からの能率は最高でありながら、三井鉱山の賃金その他の労働条件の比較では常に最下位にランクされていた。

昭和二年七月の第一回人員整理では三井連二、七八一名中三池一、二六六名という大層な切り取りが通告され、昭和五年一月のレンド・バーゼに際しては、三井連四五五名中に三池一九七名が強引に追放された。

昭和五年末の希望退職という名目の切り取りでは、職員を除き三井連だけで約八、五〇〇名中に三池四、六四七名が解雇される。このように、常に企業内における最大の被害者たる地位に甘んじなければならなかったのです。

そのような三池労組にとって、昭和八年の企業整理は極めて貴重な教訓となりましたが、その直前における会社側の「炭協協成」妨害事件「一」をめぐり、われわれにはい分があります。

会社側は、三池においては「炭協協成」のためという限り、個々の社宅での集まりをもちろん、三池の空室地までも使用させないという「超憲法的弾圧」を行つたのです。

つまり、これらを含めて昭和八年のわれわれの反撃は、昭和五年末約一〇、〇〇〇名にもおよぶ

三池における第二組合たる「三池新労組」が、会社側の強力な支配介入による「組合分裂」の結果として派生したことを疑つてはまじないであらう。

斗争収拾後、今日に至る間の事実と経過が、さきでこれを証明している。会社側は、昭和五年の元旦にあたり、金紙大のヒラを大牟田・荒尾周辺の各紙の折込みとして大々的に配布した。その内容は「憲法保障された言論の自由があるから組合員は三池労組の強い統制に批判を起せ」という主旨であった。会社は、組合にたいする分裂攻撃の中でこのように「

3、不当労働行為による分裂支配

憲法論」を持ち出しているのです。三池新労組が、会社側の強力な支配介入による「組合分裂」の結果として派生したことを疑つてはまじないであらう。

斗争収拾後、今日に至る間の事実と経過が、さきでこれを証明している。会社側は、昭和五年の元旦にあたり、金紙大のヒラを大牟田・荒尾周辺の各紙の折込みとして大々的に配布した。その内容は「憲法保障された言論の自由があるから組合員は三池労組の強い統制に批判を起せ」という主旨であった。会社は、組合にたいする分裂攻撃の中でこのように「

2、指名解雇は組合弾圧である

指名解雇は、単なる人員整理の手段にとどまるものではない。

指名解雇は、端的にいうと労働組合の弱体化をねらつた活動家の「間引き」である。

三井鉱山は、このような指名解雇を昭和八年に三つに三池斗争でも強行してきた。三四年一月段階では、栗木社長自身が「三池にたいしては置かれてはならない」といって、活動家のクビ切りを執念を燃した事実があります。

そのような社長の発言が第一次中山あつせん(昭和三年一月二二日付)案拒否となり、その上二月二日付の案に強行された。四七二名にたいする指名解雇は、現執行委員二六、現政治委員九、現地域役員一七三、元執行委員六二、行動委員一〇一、元

4、協約の一方的破壊

会社側は、前回の交渉で極めて有利な方をしている。

すなわち「労働協約は労働協約を守るべきものであると同時に、また守りうるようにお互いに協力努力することが大切だし、経済的に破壊するといふことは、

一部中央委員による三月一日の「中央委員要求」が事前に地元新聞社の号外として用意されていた事実もある。当日の「退場」が全くの予定外であり、一味が集結した大牟田市民館の借用人が金労会派の者であり、その席に有力な会社幹部の激励がなされたことも事実であります。

また、当日には「分裂せよ」と宣言した「刷新グループ」が、一日おいた二七日早朝に同じく大牟田市民館に集まり、正式に「新労組」を名のりて旗揚げした背景には、栗木社長の声明がある。

栗木社長は、三月一日の記者会見で「刷新グループが、正式に組合を結成し、生産再開に協力するならば労働協約を締結して生産再開に協力する」と明言しているが、これは「二七日付各紙朝刊に大々的に掲載されている事実である」。

このような不当労働行為による「分裂支配」が、法によって禁止されていることは、周知のとおりであり、このことは「団結権侵害」に達するべき性格のものであるわけである。

会社側は、生産再開は義務・権利であるから、これを阻止する行為自体が違法だといつていまいますが、その反面、憲法で基本的に保障されている「労働者の団結権」や「団結権」を全く無視するといふ態度が反省されるべきです。

さらに、二月二十八日の分裂集団にたいするスト破りの「業務命令」が何を結果するかはいまでもないし、その際の計画的な攻撃実態からいって、三井鉱山として、当日のビッグ周辺の暴力行為は「二、二〇〇名もの指名解雇」の強行で現場に穴があいたからとばかりに「配転を実施した」といって申入れと無関係ではない。昭和五年一月二五日の「ロックアウト」を前後する保安委員にたいする「一切の閉鎖」がいかに猛烈であったかもうまくも言えない。

会社側は、前回の交渉で極めて有利な方をしている。

すなわち「労働協約は労働協約を守るべきものであると同時に、また守りうるようにお互いに協力努力することが大切だし、経済的に破壊するといふことは、